精神に障がいのある人のための福祉のしおり

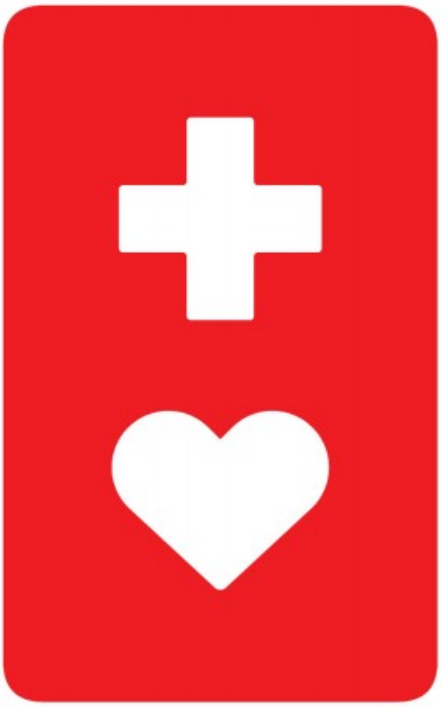

岡　垣　町

岡垣町役場　福祉課
住　所：岡垣町野間１丁目１番１号
電　話：０９３－２８２－１２１１　内線２５５
ＦＡＸ：０９３－２８２－１２９９
e-mail：fukushi@town.okagaki.lg.jp
Ｈ　Ｐ：http//www.town.okagaki.lg.jp

もくじ

１　精神障害者保健福祉手帳について・・・・・・・・・・１

２　自立支援医療（通院医療費公費負担）について・・２

３　年金・手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　医療について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　障害者総合支援法に基づくサービス・・・・・・・・８

６　教育相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

７　障害児通所支援事業について・・・・・・・・・・・・１２

８　その他の在宅福祉サービスについて・・・・・・１３

９　税金の減免などについて・・・・・・・・・・・・・・・１５

10　公共交通機関の割引について・・・・・・・・・・・・１８

11　就労について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

12　その他の福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

13　相談の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

１．精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５の規定に基づき交付されるもので、法に基づく各種の福祉サービスを受けるのに必要な手帳です。

手帳には、障がい程度によって１級～３級の等級があり、その等級、種別によって受けられる福祉サービスの内容が異なる場合があります。

〔対象者〕
精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある人。

※入院・在宅による区別、年齢制限はありません。ただし、初診日から６ヶ月以上経過しないと手続きできません。

〔申請に必要なもの〕
① 精神障害者手帳交付申請書
② 指定医師の診断書または障害年金証書の写しと同意書
③ 写真１枚（縦４㎝、横３㎝ で上半身を写したもの）
※新規・再交付のみ

〔有効期間〕
２年間。申請に基づき、２年毎に障がいの状態を再認定し、更新します。
（有効期限の３ヶ月前から手続き可）

【手帳を受けられた方へ】
次の場合は、福祉課障がい者支援係で手続きが必要です。

◆ 住所・氏名が変わったとき
◆ 手帳を失くしたとき
◆ 手帳が使用できないほど破損したとき
◆ 障がいの程度等が変わったとき
◆ 障がいの回復、死亡等により手帳が不要になったとき

◎手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

２．自立支援医療（通院医療費公費負担）について

自立支援医療（精神通院医療）は、精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院・投薬・訪問看護などについて、必要な医療費の一部を公的に支援する制度です。（入院については対象となりません。）

一般には、公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します。また、この1割の負担が過大なものとならないよう、世帯の所得状況に応じて月額上限額が定められています。

〔対象者〕

精神疾患（てんかんを含む）により、通院による治療を続ける必要がある方

※精神障がいに対して受ける医療が対象です（入院中は対象外）。

※年齢制限はありません。世帯の課税状況と疾病の状況により、該当しない場合もあります。

〔費用〕

医療費の１割負担です。

※世帯の課税状況による所得区分認定及び区分に応じた上限月額があります。

※申請時の診断書料等は実費負担です。

〔申請に必要なもの〕

① 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
② 診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）
　※診断書作成日から3か月以内のもの
③ 健康保険証
　※健康保険証がない場合は下記のいずれかをお持ちください。
　〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
　〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
　〇マイナポータルの健康保険証の資格情報データを印字したもの
④ 同意書
⑤ 印鑑
⑥ 世帯の所得・収入等の証明書類

〔有効期間〕

原則１年間。申請に基づき、障がいの状態を再認定し、更新します。（有効期限の３ヶ月前から手続き可）

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

３．年金・手当等について

⑴障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」、「障害厚生年金」があり、病気やけがの初診日に加入していた年金により決定します。

※初診日または障害認定日（主に初診日から１年６か月経過した日）が６５歳の誕生日以降の人は該当しません。

〇国民年金・・・障害基礎年金

〇厚生年金・・・障害厚生年金、障害手当金

支給額

障がいの程度	年金・手当金の金額　※令和６年度分	
	障害基礎年金	障害厚生年金、障害手当金
１級	最低１，０１７，１２５円／年 ＋子の加算額	報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者の加給年金額 + １級障害基礎年金 + 子の加算額
２級	最低８１３，７００円／年 ＋子の加算額	報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額 + ２級障害基礎年金 + 子の加算額
３級	―	最低６１２，０００円／年
障害手当金 （一時金）	―	最低１，２２４，０００円

※障害年金の級数は、障害者手帳の等級とは別に決定されます。

詳しくはお問い合わせください！

〔窓　口〕

〇国民年金　役場　健康づくり課　医療年金係

〇厚生年金　八幡年金事務所　℡６３１－７９６２

℡０５７０－０５－４８９０

（予約受付専用電話）

⑵労災障害補償年金

業務上の事由や通勤による病気、けがが治っても身体に一定の障がいが残ったときに、障がいの程度に応じて年金または一時金が支給されます。

〔窓　口〕　北九州西労働基準監督署　℡６２２－６５５０

(3) 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを有する２０歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※対象児童が障がいを支給事由とする公的年金（障害児福祉手当を除く）を受けているとき、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等、通所施設を除く）に入所しているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕
① 請求者及び対象児童の戸籍謄本
② 診断書
④　その他必要書類　※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕　精神手帳の有無は問いませんが、診断書などの内容をもとに対象となるかどうか判断されます。

〔窓　口〕　役場　こども未来課　こども未来係

(4) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の２０歳未満の人に支給されます。

※対象児童が施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする年金（特別児童扶養手当を除く）を受けているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕
① 認定請求書
② 印鑑
③ 請求者の属する世帯全員の住民票・所得（課税）証明書
④ 医師の診断書
⑤ 所得状況届、関係機関調査に対する承諾書
⑤　障害者手帳等その他必要書類　※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕　月額　１５，２２０円　※令和５年度分

〔窓　口〕　宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎　℡２０１－４１６２
役場　福祉課　障がい者支援係

⑸特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の２０歳以上の者に支給されます。

※施設に入所しているとき、3か月を超えて長期入院しているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕
① 認定請求書
② 印鑑
③ 請求者の属する世帯全員の住民票・所得（課税）証明書
④ 医師の診断書
⑤ 所得状況届、関係機関調査に対する承諾書
⑥ 障害者手帳等その他必要書類　※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕　月額　２７，９８０円　※令和５年度分

〔窓　口〕　宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎　℡２０１－４１６２
役場　福祉課　障がい者支援係

⑹心身障がい者扶養共済制度

心身障がいのある人を扶養している保護者が、お互いの助け合いの精神に基づき、保護者が生存中に１年以上、掛金を納付することで、保護者が亡くなられた場合などに障がいのある人に終身年金を支給する任意加入の制度です。

〔掛　金〕　加入年齢に応じて掛金が異なります。２口まで加入できます。

〔支給額〕　１口加入者（月額）　２０，０００円
２口加入者（月額）　４０，０００円

※心身障がいのある人本人及び世帯員の所得に応じて、町が掛金の一部を補助します。
※県市町村民税において、掛金は所得金額から控除されます。

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

４．医療について

⑴ 重度障がい者医療

重度障がいのある人の健康保険適用医療費の自己負担分を助成する制度です。

〔対象者〕
〇身体障害者手帳１級、２級所持者　〇療育手帳「Ａ」所持者
〇身体障害者手帳３級所持者で療育手帳「Ｂ１」所持者
〇精神障害者保健福祉手帳１級所持者　※精神病棟の入院費用は対象外
※上記対象者は重度障がい者医療の申請により適用されます。ただし、所得制限があります。（適用日は、申請日や加入保険によって異なります。）
※６５歳以上の人は後期高齢者医療に加入する必要があります。

〔費用負担等〕
〇外来：月５００円上限
〇入院：一般５００円／日
　　低所得世帯３００円／日
※月２０日程度
※小学生～１８歳の年度末の人は自己負担なし

〔申請に必要なもの〕
① 健康保険証
　※健康保険証がない場合は下記のいずれかをお持ちください。
　〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
　〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
② 障害者手帳または療育手帳

⑵ 障がい認定に伴う後期高齢者医療

一定の障がいのある人は、後期高齢者医療に６５歳以上から加入することができます。（通常は７５歳以上の人が加入）
医療機関での自己負担割合は、１割～３割で、福岡県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料を支払う必要があります。対象者は申請日から後期高齢者医療が適用されます。

〔対象者〕
満６５歳以上７５歳未満の人で以下に該当する人

〇身体障害者手帳１級～３級の所持者と４級の一部の人
〇精神障害者保健福祉手帳の１級または２級に該当する人
〇療育手帳「Ａ」の人

〔費用負担等〕
〇一般の人：医療費の１割または２割
〇現役並み所得者：医療費の３割

〔申請に必要なもの〕
① 健康保険証
※健康保険証がない場合は下記のいずれかをお持ちください。
〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
〇加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
② 障害者手帳または療育手帳

〔窓　口〕　(1)(2)ともに　役場　健康づくり課　医療年金係

５．障害者総合支援法に基づくサービス

障害福祉サービス

※介護保険制度対象者は、介護保険制度が優先です。

◎**訪問系サービス**…在宅で訪問を受けたり、通所等して利用するサービス

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、食事準備や掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動を支援します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に短期間、夜間を含め施設で入浴や排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

◎居住系サービス…　入所施設等の住まいの場におけるサービス

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助	障がい福祉のグループホームに入居している人に、日常生活上、必要な支援を行います。

◎**日中活動系サービス**…入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 **（機能訓練・生活訓練）**	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定の期間就労に必要な知識や能力向上のための訓練や、求職活動の支援及び就労後、職場定着のための支援を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会を提供します。また、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が職場に定着できるように、相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や必要となる支援を行います。

◎**その他サービス**

給付の種類	サービスの名称	内　　容
訓練等給付	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、定期的な巡回訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、居住の確保その他地域における生活に移行するための相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行います。

〔費　用〕

原則１割負担となりますが、障がいのある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

地域生活支援事業

(1) 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に外出の支援を行います。

(2) 日中一時支援

一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

(3) 地域活動支援センター

施設において、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。

６．教育相談について

(1)就学に関する相談

就学や就学手続きに関する相談支援と情報提供等を行っています。

〔問い合わせ先〕　岡垣町教育委員会　教育総務課　学校教育係
（教育指導員直通　℡２８２－４８８４）

(2)教育相談

幼児・児童・生徒の発達や教育に関する相談を福岡県立の各特別支援学校で行っています。

学校名	所在地	電話	受付日時
古賀特別支援学校	古賀市千鳥4-3-1	092-943-8674	月～金 9時～17時
福岡特別支援学校	新宮町緑ヶ浜 4-1-1	092-963-0031	月～金 14時10分～17時
直方特別支援学校	直方市下境410-2	0949-24-5570 0949-24-5571	月～金 9時～16時30分
小倉聴覚特別支援学校	小倉北区三郎丸 2-9-1	093-921-3600	火・金 9時～17時
北九州視覚特別支援学校	八幡東区高見 5-1-12	093-651-5419	月～金 9時～17時

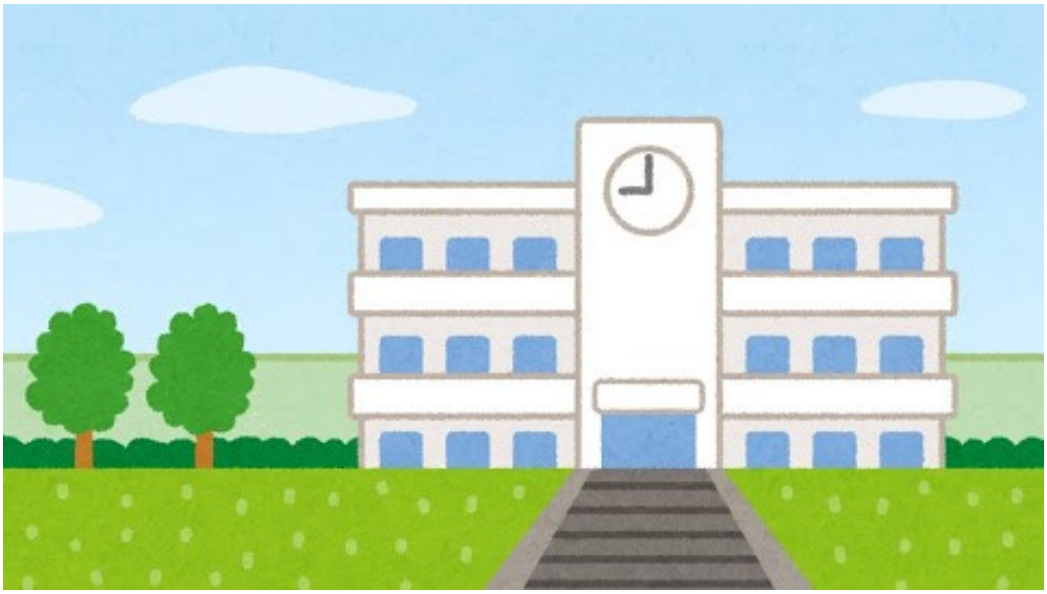

７．障害児通所支援事業について

障害児通所支援業は、障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

サービスの名称	内　　容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのため外出が著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

〔費　用〕

原則１割負担となりますが、障がいのある児童の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

８．その他の在宅福祉サービスについて

(1) 岡垣町福祉タクシー料金補助支給制度

重度の心身障がいのある人に、タクシーの初乗り料金を補助する制度で、１年度内に１冊２４枚の利用券を交付します。
（じん臓機能障がい者は３冊７２枚）
※対象外となる人…施設に入所中や病院に入院中の人

〔対象者〕
在宅の人で
①身体障害者手帳の旅客運賃減額欄が第１種
②療育手帳「Ａ」
③特定医療費（指定難病）医療受給者証
④精神障害者保健福祉手帳　１級・２級
上記のいずれかを所持し、かつ前年度の町民税（18歳未満は父母）が非課税または均等割のみ課税されている人

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

(2) 配食サービス事業

高齢や心身の障がいなどにより調理や買い物が困難な人に、週５回を限度に夕食の弁当を自宅まで配達します。

〔対象者〕
買い物や調理が困難、または栄養改善や見守りが必要な人で次のいずれかに当てはまる人
①おおむね６５歳以上のひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者・身体障がいのある人
②療育手帳「Ａ」の交付を受けている人
③精神保健福祉手帳１・２級の交付を受けている人

〔利用料〕
１食３００円

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係、長寿あんしん課　長寿支援係

９．税金の減免などについて

⑴所得税

本人、配偶者または扶養親族に障がいのある人の場合、所得金額から次のとおり控除されます。

・特別障害者控除（１級）　　４０万円
・障害者控除（２級、３級）　２７万円

なお、精神手帳１級所持者の配偶者または扶養親族が控除を受ける場合は次のとおり控除されます。

・同居の場合：同居特別障害者控除　７５万円
・非同居の場合：特別障害者控除　　４０万円

〔問い合わせ先〕　若松税務署　℡７６１－２５３６

⑵住民税

本人、配偶者または扶養親族に障がいがある人の場合、所得金額から次のとおり控除、または非課税となります。

・前年の合計所得が１３５万円以下の精神手帳所持者 非課税
・特別障害者控除（１級）　　３０万円
・障害者控除（２級、３級）　２６万円

なお、精神手帳１級所持者の配偶者または扶養親族が控除を受ける場合は、次のとおり控除されます。

・同居の場合：同居特別障害者控除 ５３万円
・非同居の場合：特別障害者控除　３０万円

〔問い合わせ先〕　役場　税務課　住民税係

(3) 相続税

障がいのある人が相続により財産を取得した場合、その人が８５歳になるまでの年数に１０万円(特別障害者は２０万円)を乗じた金額が相続税額から控除されます。

〔問い合わせ先〕　若松税務署（国税）　℡７６１－２５３６

(4) 贈与税

特定障がいのある人などに対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、精神手帳２・３級所持者は３，０００万円まで（１級所持者は６，０００万円まで）非課税となります。

〔問い合わせ先〕　信託等の業務をしている金融機関、信託銀行等

(5) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）

障がいのある人本人もしくは同一生計者が取得し、または所有する車で、障がいのある人の通院、通勤、通学等のために障がいのある人本人や家族（常時介護者）が運転するものについて免除されます。

〔対象者〕精神障害者保健福祉手帳　１級所持者

〔問い合わせ先〕北九州西県税事務所　℡662－9312、662－9313

※軽自動車税（種別割）に関しては　役場　税務課　住民税係

⑺ 預貯金等の非課税制度「マル優制度」

預貯金、公債等の利子に課せられる税が非課税になります。
それぞれ、元本または額面３５０万円以内の額が対象となります。

〔問い合わせ先〕　預貯金先の金融機関等

⑻ 心身障がい者扶養共済制度掛金の控除

条例により地方公共団体が実施する心身障がい者扶養共済制度の掛金が、所得金額から控除されます。

〔問い合わせ先〕　若松税務署　℡７６１－２５３６

１０．公共交通機関の割引について

(1)旅客鉄道株式会社（ＪＲ）の運賃割引　※令和７年４月から

精神障害者手帳を提示することで、割引を受けることができます。
第１種・第２種は精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」（「ＪＲ旅客運賃の減額」）の欄に記載されています。割引の内容は、表２のとおりです。

表２

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">利用形態</th><th colspan="4">乗車券の種類</th></tr>
<tr><th>普　通</th><th>定　期</th><th>回　数</th><th>急　行</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１種</td><td>単独で利用する場合
（片道１００Kmを超える区間を利用するとき）</td><td>本　人
５割引
（JRﾊﾞｽは距離制限なし）</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護者と共に
利用する場合
（距離制限なし）</td><td>本　人
介護者
５割引</td><td>同左
（JRﾊﾞｽは本人・介護者とも３割引）</td><td>同左
（JRﾊﾞｽを除く）</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="4">※定期乗車券…本人が12歳未満の場合、介護者のみ５割引（JRﾊﾞｽ３割引）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種</td><td>単独で利用する場合
（片道１００Kmを超える区間を利用するとき）</td><td>本　人
５割引
（JRﾊﾞｽは距離制限なし）</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>介護者と共に
利用する場合
（本人が１２歳未満に限る）</td><td>なし
（JRﾊﾞｽ（高速ﾊﾞｽを除く）は本人・介護者とも３割引）</td><td>介護者のみ
５割引
（JRﾊﾞｽは本人・介護者とも３割引）</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
</table>

※その他の民営及び公営の鉄道においても、ＪＲに準じて割引を行っているところがあります。

⑵岡垣コミュニティバスの割引

精神障害者手帳を提示することで、手帳の交付を受けた本人とその同伴者（介護者）が半額で利用できます。

〔問い合わせ先〕役場　都市建設課　都市計画係

⑶岡垣町乗合タクシーの割引

精神障害者手帳を提示することで、手帳の交付を受けた本人とその同伴者（介護者）が半額で利用できます。

〔問い合わせ先〕役場　都市建設課　都市計画係

⑷その他バス運賃の割引

ＪＲに準じた取扱いになっており、精神障害者手帳を提示することで割引を受けることができます。**距離制限はありません。**

⑸タクシー運賃の割引

タクシーの乗車に際し、運転手へ精神障害者手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額は原則、メーター表示額の１割（１０円未満の端数は切り捨て）です。

※その他、航空運賃や船舶運賃、モノレール運賃、地下鉄運賃の割引等に関しては、各運営会社にお問い合わせください。

１１．就労について

(1) 職業相談

ハローワークでは、障がいについて専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたり等、きめ細かい支援体制を整えています。

〔問い合わせ先〕　ハローワーク八幡
北九州市八幡西区黒崎３－１５－３
コムシティ６Ｆ
℡６２２－５５６６

(2) 職場適応訓練

実際の職場での作業について、訓練を行うことで作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施されます。期間は６か月以内（重度障がいのある人の場合は１年以内）で、県知事が委託した事業所で訓練を受けることができます。

〔問い合わせ先〕　ハローワーク八幡　℡６２２－５５６６

(3) 障害者職業センター

障がいのある人及び事業主に対して、公共職業安定等の関係機関との密接な連携の下、職業リハビリテーションサービスを実施しています。

○福岡障害者職業センター
所在地　　福岡市中央区赤坂１－６－１９ ﾜｰｸﾌﾟﾗｻﾞ赤坂５Ｆ
電　話　　０９２－７５２－５８０１

○北九州支所
所在地　　北九州市小倉北区萩崎町１－２７
電　話　　０９３－９４１－８５２１

⑷ 障がい者就業・生活支援センター　：県内１３施設

就職や職場への定着が困難な障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障がいのある人の職業生活における自立を図ることを目的とした各種の相談に応じ、必要な助言を行います。

〇北九州障害者就業・生活支援センター
（北九州障害者しごとサポートセンター）
所在地　　北九州市戸畑区汐井町１－６ウェルとばた２階
電　話　　０９３－８７１－００３０
ＦＡＸ　　０９３－８７１－００８３

⑸ 福岡障害者職業能力開発校

障がいのある人に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある人の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施します。

所在地　　北九州市若松区大字蜑住１７２８－１
電　話　　０９３－７４１－５４３１
ＦＡＸ　　０９３－７４１－１３４０

１２．その他の福祉について

⑴ ＮＨＫ放送受信料の減免

全額免除　○身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

半額免除　○視覚・聴覚障がいのある人が世帯主の場合

○重度の障がいのある人（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級）が世帯主の場合

※減免を受けるには、申請が必要です。

※毎年課税状況等の確認を行うため、年度によっては減免の対象でなくなる可能性があります。

〔必要なもの〕身体障害者手帳等・印鑑
〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係
〔問い合わせ先〕　ＮＨＫ視聴者コールセンター
℡０５７０－０７７－０７７

⑵ 駐車禁止の規制の適用除外

精神障がいのある人が利用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

【対象者】　精神障害者保健福祉手帳　１級所持者

※２つ以上の障がいを有する人で交付対象に該当するか分からない人は個別にお問合わせください。

〔問い合わせ先〕　警察署　（折尾警察署 ℡６９１－０１１０）

⑶ 県営住宅の倍率優遇制度

住宅に困っている精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳１級～２級）は、県営住宅への抽選番号を多く割り振ります。

〔問い合わせ先〕 県住宅供給公社 ℡６２１－３３００

⑷ 岡垣町の公共施設等における割引

①いこいの里浴室コーナー
〔対象者〕　障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕　　使用料の５割引
〔問い合わせ先〕岡垣町社会福祉協議会　℡２８３－２９４０
　　役場　福祉課　人権・地域福祉係

②観光ステーション北斗七星レンタサイクル
〔対象者〕　障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕　　利用料の５割引
〔問い合わせ先〕観光ステーション北斗七星　℡２８１－５０５０
　　役場　おかがきＰＲ課　商工観光係

③岡垣サンリーアイ　フィットネスジム
〔対象者〕　障害者手帳をお持ちのご本人
〔内容〕　　利用料の５割引
〔問い合わせ先〕岡垣サンリーアイ　℡２８２－１５１５
　　役場　生涯学習課　社会教育係

※上記①～③については、障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」が使えます。

⑸ 地域生活支援拠点等事業

遠賀中間地域では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護者の緊急時に障がいのある人を支援する体制や障がいのある人の自立等に向けて障害福祉サービスを体験する場を整備しています。

緊急時のスムーズな支援や円滑な施設利用を行うため、町では利用希望者の事前登録を受け付けています。住み慣れた地域で安心して暮らすために、ぜひ活用してください。

〔対象者〕　在宅で生活している障がいのある人

〔窓　口〕　役場　福祉課　障がい者支援係

(6)ずっと安心プラン事業

高齢者や障がいのある人などが安心して生活できるように、事前に岡垣町社会福祉協議会が預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施し、契約後は、定期的な見守りや鍵の預かり、入退院のお手伝いを行う事業です。詳細は下記へ問い合わせてください。

〔問い合わせ先〕
岡垣町社会福祉協議会　℡２８３－２９４０

(7) 日常生活自立支援事業

精神・知的障がいなどで判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的金銭管理などを生活支援員が手伝います。

〔対象者〕
認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人
※この事業の内容が理解できるなど、ある程度の判断能力は必要です。

〔問い合わせ先〕
岡垣町社会福祉協議会　℡２８３－２９４０

(8)「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」

目や耳、言語の障がい、内部障がいのある人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる『ヘルプカード』・『ヘルプマーク』を配布しています。

〔対象者〕障がいのある人、難病の人、高齢者、妊娠中の人など
周囲の助けが必要な人

〔窓　口〕役場　福祉課　障がい者支援係

１３．相談の窓口

岡垣町役場福祉課	岡垣町野間１－１－１	093-282-1211
岡垣町障がい者相談センター	岡垣町公園通り１－７－１	093-282-5167
岡垣町東部障がい者相談センター	岡垣町鍋田２－１－５	093-282-5103
岡垣町社会福祉協議会	岡垣町大字高倉５９８－１	093-283-2940
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所　遠賀分庁舎		
	水巻町吉田西２－１７－７	093-201-4162
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町３－１－７	092-586-1055
福岡県宗像児童相談所	宗像市東郷１－２－３	0940-37-3255
ハローワーク八幡	北九州市八幡西区黒崎３-１５-３	コムシティ６Ｆ 093-622-5566
福岡県障害者福祉情報センター	春日市原町３－１－７	092-584-3330
福岡県医療的ケア児支援センター	新宮町緑ヶ浜４－２－１	092-692-1601

――民生委員・児童委員――

厚生労働大臣の委嘱を受けた人が、受持ち地域住民の社会生活全般の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、福祉の増進に努めます。

また主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、児童や子育て家庭への支援を専門に担当します。

――人権擁護委員――

法務大臣の委嘱を受けた人が、地域住民のあらゆる人権問題や法律問題、いじめ等の相談に応じます。

委員氏名	小学校区	任期
麻生　洋海	吉木	令和８年６月末まで
亀石　ひとみ	内浦	令和７年１２月末まで
更田　まゆみ	海老津	令和８年６月末まで
上松　雄吉	海老津	令和８年６月末まで
占部　美保	内浦	令和８年６月末まで

〔問い合わせ先〕役場　福祉課　人権・地域福祉係

〈その他人権等に関する相談〉

福岡法務局北九州支局　℡093-561-3542